

男女共同参画
セミナー

宮崎県男女共同参画センター講師派遣事業

男女共同参画で考える防災講座

令和8年2月5日(木)に宮崎県男女共同参画センターの柳田明子さん(男女共同参画センター啓発担当専門員/防災士)を講師に迎え「ジェンダーの視点で考える・備える防災」について、男女共同参画・ジェンダーの基礎知識、これまでの災害で実際に起こったこと(特に避難所での女性の声)、男性と女性・対象者で異なる災害の支援ニーズ、トイレと「災害関連死」などについて詳しく説明がありました。今回、市職員や市民の方が一緒に参加して、これからの防災には「共助」「公助」を機能させるためにも男女共同参画の視点は欠かせないということ、協議(話し合い)の段階から男女が共に参画することが大切だということ等を学ぶ良い機会となりました。



防災グッズや仮設トイレの展示・紹介、パネル展示会も開催されました。

(提供: 基地・防災対策課)



仮設トイレ



参加者の声

- 気が付かなかった男女の困りごとに気付いてよかったです。
- 男女それぞれの立場で避難所の運営を考えることの重要性を改めて感じました。
- 災害のトイレ関係が勉強になりました。かなり災害トイレが改善されましたがまだ抵抗があります。もっと災害トイレの改善に力を入れて欲しいです。
- 地域活動や防災訓練等、女性が参画する機会は多々あるが、女性は責任ある立場につきたがらない、解決するには・・・。

啓発活動・パネル展を行っています

○男女共同参画週間(6月23日~29日)

○女性に対する暴力をなくす運動(11月12日~25日)

宮崎県男女共同参画地域推進員・きさらぎ会・人権擁護委員の皆さんとチラシ・啓発グッズを配布しました。



「相談員養成講座」を開催しました!

市では、女性の相談を受ける人や困難な問題を抱える女性の支援に携わる人、今後支援活動をする意欲のある人を対象に**相談員養成講座**を2月17日(火)・18日(水)の2日間にわたり開催しました。

講師の**中川和子さん(認定公認専門心理師・認定フェミニストカウンセラー)**から相談員の基本姿勢やアンコンコンシャスバイアス、DV、ジェンダーについて等のお話をさせていただきました。また、事例をもとにしたロールプレイングは、楽しく、とても良い経験だったと参加者から好評でした。



えびの市女性相談所の紹介

職場・家庭・地域などで、悩みや困りごとがあり、どうしていいかわからない・・・「こんなことで電話をしても・・・」などと相談することをためらっていませんか?

ひとりで抱え込まないで、まずはお電話をしてみませんか。あなたの悩みや不安を解決するために、専門の女性相談員と一緒に考え、一歩踏み出すお手伝いをします。



【相談日時】月曜日~金曜日 9:00~16:00
(祝日、年末年始休み)

【電話(専用電話)】0120-123-693(無料)

【相談場所】えびの市役所内(女性相談所)

- どなたでも相談できます。(匿名で結構です)
- 面接希望の方は、事前にご連絡ください。
- 相談内容の秘密は守ります。外部にもれることはありません。まずは、お電話ください。

★男性相談日を設けています★

相談日: 毎月 第1・第3 水曜日(面談は要予約)

生理用品の寄付のお願い

えびの市では、「生理の貧困」の一助となるよう、生理用品の**寄付箱「つなくボックス」**を設置しています。個人、団体、企業など、みなさんのご協力をお願い致します。

- 寄付をお願いするもの: **未開封の生理用品**
- 寄付箱設置場所
市役所本庁2階(玄関入口)・飯野出張所・真幸出張所
- 受付時間: 月曜日~金曜日、8:30~17:15
(祝日、年末年始休み)

問い合わせ先

〒889-4292 宮崎県えびの市大字栗下1292
えびの市総務課人権啓発室
☎0984-48-0351(直通)



生理用品にお困りの方に対して、えびの市女性相談所で生理用品を配布しています。電話または来所でも構いませんので、遠慮なくお申し出ください。

☎0120-123-693(無料)

とらいあんぐる



男女共同参画社会とは

性別にかかわらず、すべての人が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって学校、職場、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が平等に確保されることにより、すべての人が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担う社会のことです。

《男女共同参画社会基本法・えびの市男女共同参画推進条例》

知っていますか多様な性



●「性」ってなんだろう？

一般的に、性は「男性」と「女性」のどちらかに二分されると考えられてきました。しかし、人の「性」には様々な要素があり、その「あり方」は一人ひとり違って当たり前。「性」はまさに、「その人自身のあり方」そのものと言えます。

性のあり方／セクシュアリティは以下の4つの要素で構成されています。

1. 生物学的性（からだの性）

出生時に割り当てられた「性」戸籍に記載されている性別です。

3. 性的指向（好きになる性）※1

どの性別が恋愛・性愛の対象になるか。または恋愛したいと思わない。



2. 性自認（こころの性）※2

女・男だけにとらわれず自分の性別をどう認識しているか。

4. 性表現（表現する性）

自分自身を服装や髪型・しぐさ・話し方などで、どう表現するか。

一人ひとり4つの要素の構成・バランスはさまざまで、多様な性のあり方を表現できます。

●「LGBT」ってなに？「SOGI」ってなに？

以下の4つの頭文字を組み合わせたセクシュアルマイノリティ（性的少数者）の総称で人そのものを表す言葉です。

性的指向 (好きになる性)	L Lesbian (レスビアン)	女性として女性を好きになる人
	G Gay (ゲイ)	男性として男性を好きになる人
	B Bisexual (バイセクシュアル)	異性を好きになることもあれば同性を好きになることもある人

性自認 (こころの性)	T Transgender (トランスジェンダー)	出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人
----------------	----------------------------------	-----------------------------

他にも多様な性があり、**Questioning**等と合わせて、**LGBTQ**、**LGBTQ+**と表現されることもあります。

Q Questioning (クエスチョニング)	自分の性的指向や性自認が決まらない、またはあえて決めない人
A Asexual (アセクシュアル)	他者に恋愛感情を抱かない人
+ プラス	その他の性的マイノリティ。最後に+がついているのは、性はとても多様であり、上記以外にもたくさん性のあり方があることから、包括的な意味を持たせるため。



「SOGI とは」 Sexual Orientation and Gender Identity

性的指向=好きになる性※1 と 性自認=こころの性※2
の頭文字をとった言葉で、性における属性を意味しており、性の多様性を象徴する言葉でもあります。

「LGBT」と「SOGI」の違い

「LGBT」が“性的少数者”を表す言葉であるのに対し、「SOGI」は、私達それぞれの“性的指向”や“自分の性”を表す言葉であり、全ての人に関わるものです。少数派と多数派とを仕切ることなく、性の多様性について理解することが大切です。

知っていますか？
性的指向や性自認に関する
ハラスメントを
「SOGIハラ」
といいます

トランスジェンダーに配慮を
しなかったり、同性愛であることの
噂を流したりして、当事者が不快な
思いをしたり不利益を
被ったりするものは
SOGIハラにあたります。

2020年6月から施行された改正労働施策総合推進法（いわゆる「パワハラ防止法」）に基づくハラスメント指針においても、「SOGIハラ」防止の対応が企業や地方自治体に義務付けられることになりました。「SOGIハラ」のない、だれもが安心して生きられるまちづくりを進めましょう。

カミングアウト

本人自身の口から、性のあり方を家族や友人、周囲の人などに打ち明けることです。いつ・誰に・何を・どこまでカミングアウトするかは、本人の意思で決めることです。カミングアウトしない自由もあるため、他の人が無理に強要することはやめましょう。

アウトティング

本人の同意がない状態で性的指向や性自認を第三者に暴露してしまうことです。たとえ悪意がなかったとしても、本人を深く傷つけてしまうこともあります。カミングアウトを受けたときは、「誰に打ち明けたのか」「誰になら話してよいのか」などを確認し、了解を得るようにしましょう。

●市では「パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。

どんな制度？

▷この制度は、互いを人生のパートナーとして認め合い、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方、または双方が性的少数者である二人に対し、市が「パートナーシップ宣誓証明書」などを交付する取り組みのことを言います。

制度を利用できる方

▷①双方が成年に達していること②二人のうちどちらかがえびの市に住所があること（転入予定も含む）③双方に配偶者がいないこと④宣誓者以外の人と宣誓をしていないこと⑤近親者でないこと（事実婚の方は利用することができません）

手続するには？

▷まずは、電話で事前予約をしてください（宣誓希望日の1週間前まで）。必要書類を揃え、日程の調整をしていただきます。詳しくはホームページをご覧ください。
<https://www.city.ebi-no.lg.jp/soshiki/so-mu/10/1/3824.html>



男女共同参画講座

ジェンダー平等の学び講座

学校

えびの市では、男女共同参画基本計画に基づき、学校における教育・啓発事業として、

『ジェンダー平等の学び～自分も他者も、もっと好きになろう～ 男女共同参画講座』

と題したワークショップを、市内中学1年生を対象に実施しています。それぞれのちがいを認め合い、性別に関わりなく一人ひとりに個性や能力があり、多様な存在であることに気づき、自分を大切に、他者も大切に作るアサーティブコミュニケーションのスキル「I（アイ）メッセージ」を学びました。授業の様子と生徒の皆さんの感想を紹介します。（令和7年4月～令和8年2月実施分）

真幸中



飯野中



上江中



加久藤中



生徒の感想

★今日私が学んだことは、「違い=間違い」ではなく、「違い=いいこと、間違いではない」ということ、Youメッセージ^{※1}ではなくIメッセージ^{※2}で対話すること。より良いえびの市を作るにはIメッセージで色々な人の意見を合わせてより良いえびの市を作れることがわかりました。これからはIメッセージで対話していきます。

★この世の中はLGBTや多様性を認めると言われていますが、まだ全然LGBTという言葉や多様性という言葉が広がっていないし、その言葉に対して否定的な言葉を聞いたり、見たりしたことがあります。しかし、その言葉が広がるともっとより良い世界になるんじゃないかと思いました。

自分の考えや気持ちを率直に伝える方法

※1 YOU(ユウ)メッセージとは、「YOU=あなたは(が)」を主語にして自分の考えや要望を伝える方法。
※2 I(アイ)メッセージとは、「I=わたしは(が)」を主語にして自分の意思や要望を伝える方法。
ユウメッセージは、言われた側が非難されたり人格を否定されたりする印象をもってしまったりおそれがあります。アイメッセージを使えば、主語が「私」になるので、あくまで自分の意思や考えを主張するにとどまり、相手を尊重したコミュニケーションが可能です。

市職員

“管理職職員研修”として中学生と同じ内容のワークショップで、ジェンダー平等を学びました。

（参加者の声）各自で指示を聞いて絵を描いた際に、改めて「多様性」とはこういうものかな？ということが印象に残りました。また、デジタル機器の発達で、会話をすることが少なくなりましたが、やはり語ることに勝るものはないと今回の研修で強く感じたところで、留意しながら業務遂行していきたいです。今回の研修は、気づかされるが多く、次回に機会があればまた受講したいです。



～お知らせ～

★「ジェンダー平等の学び講座」や「男女共同参画講座」を受講してみませんか。希望される地域や団体、事業所等がありましたら、下記へ連絡をお願いします。受講は無料です。お気軽にご相談ください。

【連絡先】総務課人権啓発室
Tel:0984-48-0351直通